

第4部 国際関係の動き

第18章 概括

第1節 金融に関する国際的な議論

金融庁は、G7やG20、FSB、BCBS、IOSCO、CPMI、IAIS、FATF等の様々な会議体で、金融に関する国際的な議論に参加している。

2021 事務年度も、各会議体において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応やサステナブルファイナンス、暗号資産等の金融技術革新、サイバーセキュリティやオペレーショナル・レジリエンス、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等に関する議論に参加し、共同声明や各種報告書等の作成・公表に貢献した。

第2節 当局間の連携・協力等

金融庁は、各国・各地域の金融当局等との定期協議や金融分野における協力枠組みの構築、アジア・新興国の金融当局者に対するグローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修の実施等を通じて、当局間の連携・協力等に取り組んでいる。

2021 事務年度も、先進国（米国、英国、EU等）やアジア・新興国（中国、韓国、インド、台湾等）と定期協議等を実施したほか、インドネシア金融庁（OJK）とフィンテックに係る協力枠組みに関する書簡交換を行った。また、GLOPACでは、12か国18名に対する研修やアラムナイ・フォーラムを実施した。